

京都市京北特定環境保全公共下水道条例（平成17年3月25日京都市条例第108号）（上下水道局総務部総務課）

京北町の区域の編入に伴い、同町において設置されている京北町特定環境保全公共下水道を引き継ぎ、本市の山間地域における下水を処理し、当該地域の生活環境の改善を図るための施設として、京北特定環境保全公共下水道（以下「特定環境保全公共下水道」といいます。）を設置し、その管理に関する事項を定めることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 排水設備工事（第5条関係）

- (1) 排水設備工事（軽易なものを除く。）をしようとする者は、当該排水設備工事に係る排水設備の計画について市長の確認を受けなければならないこととします。
- (2) 排水設備工事の設計及び施工は、市長又は指定下水道工事業者（京都市公共下水道事業条例第5条第2項に規定する指定下水道工事業者をいいます。）でなければ行うことができないこととします。

2 特定環境保全公共下水道の管理及び使用

(1) 汚水の排除の届出（第7条関係）

処理区域内において汚水を特定環境保全公共下水道に排除しようとする者は、その旨を市長に届け出なければならないこととします。

(2) し尿の排除の制限（第11条関係）

特定環境保全公共下水道へのし尿の排除は、水洗便所によらなければならないこととします。

(3) 公共ます等の清掃（第12条関係）

特定環境保全公共下水道のます（以下「公共ます」といいます。）又は取付

管の清掃を必要とする者は、市長に申し込んだうえ、当該清掃に要する費用を負担しなければならないこととします。

3 使用料等

(1) 使用料の納入義務（第13条関係）

使用者は、特定環境保全公共下水道への汚水の排除を開始した時から、使用料を納入しなければならないこととします。

(2) 使用料（第14条及び第15条関係）

ア 1月の使用料は、汚水の排出量に基づき、次に掲げる基本使用料及び従量使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とします。

(ア) 基本使用料 1,000円

(イ) 従量使用料

汚 水 排 出 量	単 位	従量使用料
5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	1立方メートル	160 ^円
10立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分		170
30立方メートルを超え、50立方メートルまでの部分		180
50立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分		190
100立方メートルを超える部分		200

イ アにかかわらず、特定環境保全公共下水道を臨時に使用する場合の1月の使用料は、次に掲げる基本使用料及び従量使用料の合計額に100分の105を乗じて得た額とします。

(7) 基本使用料 3,000円

(イ) 従量使用料 汚水排出量の10立方メートルを超える部分1立方メートルにつき200円

(3) 分担金（第21条関係）

排水設備又は下水道法第24条第1項第3号に規定する排水施設（以下「排水設備等」といいます。）を新設しようとする者（当該排水設備等を既存の公共ます又は他の排水設備等に接続する者を除く。）は、1件につき480,000円の分担金を納入しなければならないこととします。

4 減免（第22条関係）

市長は、特別の理由があると認めるときは、2(3)の費用、使用料又は分担金を減額し、又は免除することができることとします。

5 罰則（第24条関係）

市長は、使用料の支払を免れようとした者等に対し、過料を科します。

6 その他

(1) 京北町の区域の編入に伴う必要な経過措置を定めます。

(2) 関係条例について、必要な規定の整備を行います。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行することとしました。

京都市京北特定環境保全公共下水道条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第108号

京都市京北特定環境保全公共下水道条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 排水設備（第3条～第6条）

第3章 特定環境保全公共下水道の管理及び使用（第7条～第12条）

第4章 使用料等（第13条～第21条）

第5章 雑則（第22条・第23条）

第6章 罰則（第24条）

附則

第1章 総則

（設置）

第1条 本市の山間地域における下水を処理し、もって当該地域の生活環境の改善を図るための公共下水道（以下「特定環境保全公共下水道」という。）を設置する。

2 特定環境保全公共下水道の名称は、京北特定環境保全公共下水道とする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、下水道法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

第2章 排水設備

（排水設備の接続方法）

第3条 排水設備は、特定環境保全公共下水道のます（以下「公共ます」という。）

に接続しなければならない。ただし、市長が土地の状況その他の理由によりやむを得ないと認めるときは、他の排水設備又は公共ます以外の特定環境保全公共下水道の排水施設に接続することができる。

(排水設備の排水管の内径等)

第4条 排水設備の排水管の内径及びこう配は、別表第1に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、1の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートルとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長が土地の状況その他の理由により同項本文の規定によることが適当でないと認める場合の排水設備の排水管の内径及びこう配は、そのつど市長が定める。

(排水設備工事)

第5条 排水設備の新設、増設、改造、撤去又は修繕の工事（以下「排水設備工事」という。）（別に定める軽易なものを除く。第3項において同じ。）をしようとする者（請負契約によるものにあつては、注文者）は、あらかじめ、当該排水設備工事に係る排水設備の計画が排水設備の設置及び構造に係る技術上の基準（以下「設置等基準」という。）に適合するものであることについて、別に定めるところにより、市長の確認を受けなければならない。

2 排水設備工事の設計及び施行は、市長又は指定下水道工事業者（京都市公共下水道事業条例第5条第2項に規定する指定下水道工事業者をいう。以下同じ。）でなければ行うことができない。

3 指定下水道工事業者は、排水設備工事が完了したときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出て、市長の検査を受けなければならない。

4 市長は、前項の規定による検査をした場合において、当該検査に係る排水設備の

設置及び構造が設置等基準に適合していると認めるときは、その旨を文書により前項の規定による届出をした指定下水道工事業者に通知しなければならない。

(排水設備の清掃)

第6条 市長は、排水設備の清掃を必要とする者から申込みがあったときは、当該排水設備の清掃を行うことができる。この場合において、当該申込みをした者は、当該清掃に要する実費を納入しなければならない。

第3章 特定環境保全公共下水道の管理及び使用

(汚水の排除等の届出)

第7条 排水区域内において汚水を特定環境保全公共下水道に排除しようとする者は、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするとき及び汚水の排除をやめようとするときも、同様とする。

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準)

第8条 法第12条の2第3項の規定による特定事業場（同条第1項に規定する特定事業場をいう。）から排除される下水（排出量が1日につき1,000立方メートル以下のものを除く。）の水質の基準は、下水道法施行令（以下「令」という。）第9条の5第1項各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に掲げる数値とする。

(除害施設の設置等)

第9条 次に掲げる下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して特定環境保全公共下水道に排除する者は、下水による障害を除去するために必要な施設（以下「除害施設」という。）を設け、又は必要な措置を講じなければならない。

(1) 令第9条第1項各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に掲げる水質の下水

(2) 令第9条の8各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合しない水質の下水

(3) 令第9条の9第1項各号に掲げる項目又は物質に関し、それぞれ当該各号に掲げる水質に適合しない水質の下水（第1号に掲げる下水を除く。）

2 前項の規定は、同項の下水のうち別に定めるものについては、適用しない。

3 第1項の下水を継続して特定環境保全公共下水道に排除する者は、同項の規定により除害施設を設け、又は必要な措置を講じようとするときは、あらかじめ、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(行為の許可等)

第10条 法第24条第1項の規定による許可を受けようとする者は、別に定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 法第24条第1項の規定による許可を受けて設置される同項第3号に規定する排水施設（以下「許可排水施設」という。）に係る工事の設計及び施行については第5条第2項から第5項までの規定を、許可排水施設による下水の排除の届出については第7条の規定を準用する。

(し尿の排除の制限)

第11条 特定環境保全公共下水道へのし尿の排除は、水洗便所によらなければならない。

(公共ます等の清掃)

第12条 公共ます又は取付管の清掃を必要とする者は、市長に申し込まなければならない。この場合において、当該申込みをした者は、当該清掃に要する費用を負担しなければならない。

第4章 使用料等

(使用料の納入義務)

第13条 汚水を特定環境保全公共下水道に排除することにつき第7条前段の規定により届け出た者(以下「使用者」という。)は、特定環境保全公共下水道への汚水の排除を開始した時から、使用料を納入しなければならない。

(1月の使用料の額)

第14条 1月(定例日(使用者ごとに、あらかじめ市長が定める日の毎月の応当日をいう。以下同じ。)の属する月の前月の定例日の翌日から当該定例日までの期間をいう。以下同じ。)の使用料の額は、次項の基本使用料の額及び第3項の従量使用料の額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 1月の基本使用料は、1,000円とする。

3 1月の従量使用料は、別表第2に掲げるとおりとする。

(臨時使用に係る使用料の額)

第15条 前条の規定にかかわらず、特定環境保全公共下水道の臨時使用(工事その他の理由によりあらかじめ6箇月以内の期間を定めて使用することをいう。以下同じ。)に係る1月の使用料の額は、次項の基本使用料の額及び第3項の従量使用料の額の合計額に100分の105を乗じて得た額とする。この場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 1月の基本使用料は、3,000円とする。

3 1月の従量使用料は、汚水排出量の10立方メートルを超える部分1立方メートルにつき200円とする。

(汚水排出量の認定等)

第16条 水道の水に係る汚水(以下「水道汚水」という。)は、京都市京北地域水道の管理に関する条例第8条又は第9条の規定により決定した水道の水に係る使

用水量をもってその汚水排出量とみなす。

2 井戸汚水等（水道汚水及び手動式井戸の水に係る汚水以外の汚水をいう。以下同じ。）は、水道の水及び手動式井戸の水以外の水に係る使用水量をもってその汚水排出量とみなす。

3 前項の使用水量は、次条第1項の計測のための装置その他の方法により市長が認定する。

4 使用者は、第1項又は第2項の使用水量のうち氷雪又は氷菓の製造、醸造、コンクリートの打設その他の特定環境保全公共下水道に排除されないこととなる目的に使用した水量があるときは、その旨を市長に申告することができる。この場合において、市長は、その事実が証明されたときは、第1項又は第2項の規定にかかわらず、第1項又は第2項の使用水量と異なる汚水排出量を認定することができる。

（計測のための装置の設置等）

第17条 市長は、水道の水及び手動式井戸の水以外の水に係る使用水量を認定するため、計測のための装置を設置することができる。この場合において、使用者は、当該装置の設置を拒んではならない。

2 使用者は、善良な管理者の注意をもって、前項の規定により設置した装置を保管しなければならない。

（使用料の額の算定の特例）

第18条 使用者が汚水の排除を開始した日から起算して市長が定める日までの期間又は市長が定める日から起算して使用者が汚水の排除をやめた日までの期間が1箇月に満たない場合における当該期間に係る使用料の額は、当該期間を1月とみなして、第14条又は第15条の規定により算定する。

（使用料の納期等）

第19条 使用者は、水道汚水に係る使用料を、水道料金と併せて当該水道料金の納

入期限内に納入しなければならない。

- 2 使用者は、井戸汚水等に係る使用料を、市長が指定する期限内に納入しなければならない。

(使用料の概算額の前納)

第20条 特定環境保全公共下水道の臨時使用に係る使用者は、市長がそのつど定める2月分の使用料の概算額を前納しなければならない。ただし、国、地方公共団体その他市長が認める者については、この限りでない。

- 2 前項の使用者が汚水の排除をやめたときに納入すべき使用料は、当該使用者に係る前項の概算額により精算する。

(分担金)

第21条 排水設備又は許可排水施設を新設しようとする者(当該排水設備又は許可排水施設を既存の公共ます又は他の排水設備若しくは許可排水施設に接続する者を除く。)は、1件につき480,000円の分担金を納入しなければならない。

- 2 分担金は、別に定めるところにより、市長が指定した期限内に納入しなければならない。
- 3 既納の分担金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(減免)

第22条 市長は、特別の理由があると認めるときは、第12条後段の規定により負担させる費用、使用料又は分担金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第23条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第6章 罰則

(過料)

第24条 市長は、使用料の支払を免れようとした者に対して、50,000円以下の過料を科することができる。

2 市長は、詐欺その他不正の行為により使用料の支払を免れた者に対して、その支払を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。）以下の過料を科することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 京北町の区域の編入の際現に旧京北町下水道条例（以下「旧町条例」という。）第13条の規定による届出をし、又は旧町条例第14条の規定による許可を受けて旧京北町特定環境保全公共下水道施設の設置及び管理に関する条例第1条に規定する京北町特定環境保全公共下水道（以下「旧町施設」という。）に汚水を排除している者は、第7条前段の規定による届出をしたものとみなす。

3 前項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

4 第13条から第19条までの規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧町施設にした汚水の排除に係る使用料であって、この条例の施行の際旧町条例第17条の規定による手続がされていないものについては、施行日以後も、旧町条例第16条から第19条までの規定の例により徴収する。この場合における第22条又は第24条の規定の適用については、これらの規定中「使用料」とあるのは、「旧京北町下水道条例の規定の例により徴収する使用料」とす

る。

- 5 施行日前に旧町条例第17条の規定による手続がされた使用料については、施行日以後も、旧町条例の規定の例により徴収する。
- 6 第16条第1項から第3項までの規定にかかわらず、井戸汚水等を排出する者については、当分の間、別に定めるところにより算定した水量をもって、その者に係る汚水排出量とみなす。この場合において、同条第4項中「第1項又は第2項」とあるのは「附則第6項」と、「使用水量」とあるのは「水量」とする。
- 7 施行日前に旧京北町下水道事業分担金徴収条例の規定により徴収することとされた分担金については、施行日以後も、同条例の規定の例により徴収する。
- 8 施行日前にした旧町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、施行日以後も、旧町条例の例による。
- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、別に定める。

(関係条例の一部改正)

- 10 京都市公共下水道事業条例の一部を次のように改正する。

第1条中「公共下水道事業」の右に「(京都市京北特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道(以下「特定環境保全公共下水道」という。)に係る事業を除く。以下同じ。)」を加える。

第1条の3各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「全域」の右に「(特定環境保全公共下水道の処理区域を除く。)」を加え、同条第2号中「行なう」を「行う」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「公共下水道」の右に「(特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。)」を加え、「の各号」を削り、同条第1号中「または」を「又は」に改め、同条第2号中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」

に改め、同条第3号中「または」を「又は」に改める。

1 1 京都市公営企業の管理者及び組織に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「公共下水道事業」の右に「(京都市京北特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道に係る事業を除く。以下同じ。)」を加える。

1 2 京都市公共下水道事業に地方公営企業法を適用する条例の一部を次のように改正する。

本則中「公共下水道事業」の右に「(京都市京北特定環境保全公共下水道条例第1条第1項に規定する特定環境保全公共下水道に係る事業を除く。)」を加える。

別表第1 (第4条関係)

排 水 人 口	排 水 管 の 内 径	排 水 管 の こ う 配
1 5 0 人 未 満	1 0 0 ミリメートル以上	1 0 0 分 の 2 以 上
1 5 0 人 以 上 3 0 0 人 未 満	1 2 5 ミリメートル以上	1 0 0 分 の 1 . 7 以 上
3 0 0 人 以 上 5 0 0 人 未 満	1 5 0 ミリメートル以上	1 0 0 分 の 1 . 5 以 上
5 0 0 人 以 上	2 0 0 ミリメートル以上	1 0 0 分 の 1 . 2 以 上

別表第2 (第14条関係)

汚 水 排 出 量	単 位	従量使用料
5立方メートルを超え、10立方メートルまでの部分	1立方メートル	160 ^円
10立方メートルを超え、30立方メートルまでの部分		170
30立方メートルを超え、50立方メートルまでの部分		180

50立方メートルを超え、100立方メートルまでの部分	190
100立方メートルを超える部分	200

(上下水道局総務部総務課)